

静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会的環境の変化により影響を受けた市内の商業活動の周遊性又は再来訪率を向上させ、及び近年需要が高まっているキャッシュレス決済を活用し消費を喚起することによる地域経済の活性化を図るため、地域消費促進事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域消費促進事業 構成員の店舗等において共通値引券による値引きをした額に相当する額を負担する事業をいう。
- (2) 共通値引券 構成員の店舗における取引に伴い配布され、構成員が営む店舗等のいずれにおいても使用することができる値引券で、これを使用した場合に取引価格の10パーセント以上30パーセント以下に相当する額の値引きをするもの（値引き前の価格を不当に設定するものを除く。）をいう。
- (3) 商店街団体 市内の商業者で組織された団体で、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合
 - イ 商店街事業協同組合
 - ウ 一定の地区内における主として中小小売商業者（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第2項の中小小売商業者をいう。）により組織された団体で市長が適当と認めるもの
- (4) 商業グループ 次に掲げる要件の全てを満たす10以上の構成員からなる団体（商店街団体を除く。）をいう。
 - ア 当該団体の構成員が、市の区域内において小売業、飲食業、生活関連サービス業等を営む者であること。
 - イ 当該団体の構成員が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でないこと。
- (5) キャッシュレス決済 現金の受渡しを伴わない商品又は役務の提供に係る取引の決済の

方法であって、次に掲げるものを利用する方法を除く。

ア 小切手

イ 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項の前払式支払手段（同項第1号の証券等に記載するもの及び記録される金額に対価を得て当該金額の加算が行われないものに限る。）

ウ 自己又は自己及び他者と共同で供給する商品又は役務に係る取引において用いられる割引券その他割引を約する証券

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、商店街団体又は商業グループのうち、その構成員の6割以上がキャッシュレス決済を導入しているもので、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次に掲げるものが構成員である団体は、補助対象団体としない。

- （1）国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- （2）政治団体又は宗教団体
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- （4）この要綱に基づく補助金の交付を既に申請し、又は交付の決定を受けた補助対象団体の構成員店舗がその構成員となる団体
- （5）前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域消費促進事業であって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、市から他の補助金の交付を受ける場合は、補助事業としない。

（補助回数）

第5条 補助事業に係る一の補助対象団体に対する補助金の交付は、1回限りとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした経費は、補助対象経費としない。

- （1）構成員の共通値引券による値引きに相当する額を負担した費用

- (2) 広告宣伝費
- (3) 委託料
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、本市以外の者から補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける額に相当する部分の経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額の範囲内において市長が定める額とし、700万円を上限とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる経費 補助対象経費に相当する額（当該額がキャッシュレス決済を導入している構成員の店舗の数に10万円を乗じて得た額及びキャッシュレス決済を導入していない構成員の店舗の数に5万円を乗じて得た額を合計した額を超える場合にあっては、その額）

(2) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる経費 補助対象経費の3分の2に相当する額（その額が200万円を超えるときは、200万円）

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体は、地域消費促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 地域消費促進事業企画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し

(4) 構成員店舗名簿（様式第4号）

(5) 商業グループにあっては、その構成員が第2条第4号イに規定する要件を満たすことを誓約する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、地域消費促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前号の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ地域消費促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 地域消費促進事業変更企画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、地域消費促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、地域消費促進事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域消費促進事業効果報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要が

あると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、地域消費促進事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第16条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者が前項の規定により概算払を受けようとするときは、地域消費促進事業概算払請求書（様式第12号）に資金計画書（様式第13号）その他市長が必要があると認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 概算払により交付した補助金の額と第14条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第17条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、第8条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）補助事業者は、第13条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

（3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合

にあつては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8条関係）

地域消費促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
申請者 代表者の氏名 ⑩
電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- （1）地域消費促進事業企画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- （4）構成員店舗名簿（様式第4号）
- （5）商業グループにあっては、その構成員が要綱第2条第4号イに規定する要件を満たすことを誓約する書類

様式第2号（第8条、第11条関係）

地域消費促進事業（変更）企画書

申請団体概要	団体の名称	
	代表者の氏名	
	設立年月日	年 月 日
	構成員店舗数	店舗【内訳】キャッシュレス導入済 店舗 うち、今回新たに導入した者 店舗 キャッシュレス未導入 店舗
事業名称		
事業内容	1 実施期間 (1) 事業全体の期間（準備等含む。） 年 月 日 ～ 年 月 日 (2) 共通値引券の配布期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (3) 共通値引券の使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日 2 実施場所 3 共通値引券 (1) 共通値引券の配布基準 円の消費に対して、 円分を配布 (2) 共通値引券の配布予定額 円分 × 枚 = 円分	
総事業費	円	
期待する効果	※選択した項目について、括弧内に数値を必ず記入してください。 <input type="checkbox"/> 来街者数の増加（平均 人/日 → 平均 人/日） <input type="checkbox"/> 消費額の増加（平均 円/日 → 平均 円/日） <input type="checkbox"/> 客単価の増加（平均 円/人 → 平均 円/人） <input type="checkbox"/> その他【 】 (→)	

様式第3号（第8条、第11条関係）

（変更）収支予算書

団体の名称 _____

収入		支出	
地域消費促進事業補助金	円	キャッシュレス導入済みの構成員の店舗における共通値引券	
自己負担	円	による値引きに相当する額を負担した費用	円
		キャッシュレス未導入の構成員の店舗における共通値引券による値引きに相当する額を負担した費用	円
		広告宣伝費	円
		委託料	円
		消耗品費	円
		印刷製本費	
計	円	計	円

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地域消費促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

- (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第13条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入

控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第13条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第11条関係）

地域消費促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
申請者 代表者の氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費喚起事業
の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、静岡市地域消費促進事業補助金交付
要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第7号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

地域消費促進事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった消費喚起事業の変更（中止・廃止）については、静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第8号（第13条関係）

地域消費促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名称
代表者氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費喚起事業が完了したので、静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付資料

- （1）地域消費促進事業効果報告書（様式第9号）
- （2）収支決算書（様式第10号）
- （3）補助事業の実施に要した経費の収支を証する書類

地域消費促進事業効果報告書

事業内容	<p>1 実施期間</p> <p>(1) 事業全体の期間（準備等含む。）</p> <p style="text-align: right; padding-right: 100px;">年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>(2) 共通値引券の配布期間</p> <p style="text-align: right; padding-right: 100px;">年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>(3) 共通値引券の使用期間</p> <p style="text-align: right; padding-right: 100px;">年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>2 実施場所</p> <p>3 共通値引券</p> <p>(1) 共通値引券の配布基準</p> <p style="text-align: right; padding-right: 50px;">円の消費に対して、 円分を配布</p> <p>(2) 共通値引券の配布予定額</p> <p style="text-align: right; padding-right: 50px;">円分 × 枚 = 円分</p>
総事業費	円
得られた効果	<p>※選択した項目について、括弧内に数値を必ず記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 来街者数の増加（平均 人/日 → 平均 人/日）</p> <p><input type="checkbox"/> 消費額の増加（平均 円/日 → 平均 円/日）</p> <p><input type="checkbox"/> 客単価の増加（平均 円/人 → 平均 円/人）</p> <p><input type="checkbox"/> その他【 】</p> <p style="text-align: center;">（ → ）</p>
	<p>構成員からの意見等 記入欄</p>

収支決算書

実施主体 _____

収入		支出	
地域消費促進事業補助金	円	キャッシュレス導入 済み構成員の店舗に おける共通割引券等 による値引きに相当 する額を負担した費用	円
自己負担	円	キャッシュレス未導 入構成員の店舗にお ける共通割引券等に よる値引きに相当す る額を負担した費用	円
		広告宣伝費	円
		委託料	円
		消耗品費	円
		印刷製本費	
計	円	計	円

様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

地域消費促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第12号（第16条関係）

地域消費促進事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
請求者 代表者の氏名 ⑨
電話

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けた
いので、静岡市地域消費促進事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次のとおり関
係書類を添えて請求します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 概算払を受けようとする理由

4 振込口座 銀行名：
支店名：
預金種別： 普通 ・ 当座
口座番号：
フリガナ：
口座名義：

5 添付書類

資金計画書（様式第13号）

様式第13号（第16条関係）

資金計画書

収入

（単位：千円）

科目	予算額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計														
累計（A）														

支出

（単位：千円）

科目	予算額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計														
累計（B）														

差引A-B														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 記入欄が足りない場合は、必要に応じて行を追加してください。

様式第14号（第17条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
報告者 代表者の氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費喚起事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円